

青森県報

第三千九百九十八号

平成二十七年
五月二十二日
(金曜日)

目次

告 示

児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定
..... (障害福祉課) : 一
漁船保険付保義務の発生
..... (西北地域
県民局) : 一

公 告

大規模小売店舗の変更の届出
..... (商工政策課) : 二
右 同 (同) : 三
右 同 (同) : 三

建設業者の許可の取消し
..... (西北地域
県民局) : 四

右 同 (西北地域
県民局) : 五

出先機関
..... (西北地域
県民局) : 五

土地改良区の役員の就任
..... (西北地域
県民局) : 五

教育委員会
..... (生涯学習課) : 五

青森県立少年自然の家規則の一部を改正する規則
..... (職員課) : 六

人事委員会
..... (職員課) : 六

人事委員会規則一四〇(県職員に係る管理職員等の範囲
を定める規則)の一部を改正する規則
..... (職員課) : 六

公安委員会

公 安 委 員 会

青森県警察通信指令システム賃貸借契約に係る一般競争入札
..... (会計課) : 六

告 示

青森県告示第三百七十七号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により公示する。

平成二十七年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者 の名称	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業を行う事業者		指 定 年 月 日
			名称	所在地	
一般社団法人あ・ぼこ むつ市田名部南 あ・ぼこ むつ市田名部南	むつ市田名部南 椴山二六の三	児童発達支援	すたあず	むつ市田名部南 椴山二六の三	平成 二七・五・一
一般社団法人あ・ぼこ むつ市田名部南 あ・ぼこ むつ市田名部南	むつ市田名部南 椴山二六の三	放課後等デイサービス	すたあず	むつ市田名部南 椴山二六の三	"
社会福祉法人北心会 十和田市西二四 一番町六の一	十和田市西二四 一番町六の一	保育所等訪問支援	発達支援センター モンターコス	十和田市西二四 一番町三一の一	"

青森県告示第三百七十八号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めため、同法第百十二条の二第三項の規定により

公示する。

平成二十七年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
西津軽郡深浦町大字深浦字浜町三〇三の一 山 本 幸 宏	深浦
西津軽郡深浦町大字深浦字中沢一八の一七 中 川 善 文	
西津軽郡深浦町大字横磯字下岡崎四八の一 佐 藤 一 文	

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
三内ショッピングセンター
青森市大字三内字稲元二二〇の二外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ユニバース
八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役 三浦紘一
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変更なし	
ホームック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の一 代表取締役 石黒靖規	DCMホームック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の一 代表取締役 石黒靖規	平成 二七・三・一
株式会社成田本店 青森市新町一丁目一三の四 代表取締役 成田耕造	変更なし	
株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保	変更なし	

四 届出年月日

平成二十七年五月十一日

五 届出書の縦覧

1 場 所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期 間

平成二十七年五月二十二日から同年九月二十二日まで

3 時 間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十七年九月二十二日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

- (一) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (二) 意見及びその理由
- (三) 言語
- 4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変 更 前	変 更 後	変 更 日
(仮称)八戸ニュータウンショッピングセンター(Bゾーン)八戸市東白山台二丁目一の三外	八戸ニュータウンショッピングセンター(Bゾーン)八戸市東白山台二丁目一の三外	平成 二六・ 七・ 九

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 日
株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変更なし	
ホームック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条 二丁目一の 代表取締役 石黒靖規	DCMホームック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条 二丁目一の 代表取締役 石黒靖規	平成 二七・ 三・ 一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 日

株式会社サンレジャー 東京都千代田区神田相生町一 代表取締役 三矢健	株式会社Vidaway 東京都千代田区神田相生町一 代表取締役 三矢健	平成 二七・ 三・ 一
ホームック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条 二丁目一の 代表取締役 石黒靖規	DCMホームック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条 二丁目一の 代表取締役 石黒靖規	平成 二七・ 三・ 一

四 届出年月日

平成二十七年五月十一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

平成二十七年五月二十二日から同年九月二十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十七年九月二十二日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規

模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
佐藤長新宮店・薬王堂五所川原店
五所川原市字幾世森一七一の一九外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
株式会社佐藤長 弘前市大字松森町九三 代表取締役 佐藤浩三	変更なし	平成 一九・九・一〇
株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第 七地割四四五 代表取締役 西郷辰弘	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第 三三二の二 代表取締役 西郷辰弘	平成 一九・九・一〇

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
株式会社佐藤長 弘前市大字松森町九三 代表取締役 佐藤浩三	変更なし	
株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第 七地割四四五 代表取締役 西郷辰弘	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第 三三二の二 代表取締役 西郷辰弘	平成 一九・九・一〇

四 届出年月日

平成二十七年五月十二日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び五所川原市役所

2 期間

平成二十七年五月二十二日から同年九月二十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十七年五月二十二日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社伊藤鋳業

二 代表者の氏名 増田 教正

三 主たる営業所の所在地 つがる市木造若竹一三三

四 許可番号 青森県知事許可(特 二四)第一二八四号

五 取消年月日 平成二十七年四月二十一日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年四月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社エサシカ

二 代表者の氏名 江刺家 盛雄

三 主たる営業所の所在地 下北郡東通村大字白糠字前田四四の一四〇

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第七四三〇号

五 取消年月日 平成二十七年四月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年四月十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、鳴沢土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十七年五月二十二日

西北地域県民局長 山 本 馨

区役員の 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理 事	今 隆光	西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字新沢四一の三	平成二七・四・六
"	神 浩一	大字建石町字雲雀野一四六の二	"

教 育 委 員 会

青森県立少年自然の家規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年五月二十二日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第九号

青森県立少年自然の家規則の一部を改正する規則

青森県立少年自然の家規則（昭和四十六年七月青森県教育委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条」の下に「及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成十七年三月青森県条例第六号）第六条」を加える。

第九条を第十一条とし、第八条の次に次の二条を加える。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第九条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定により同条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に少年自然の家の管理を行わせることとした場合の指定管理者が行う業務の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 青森県立少年自然の家条例第二条に規定する業務
- 二 第七条に規定する利用の許可に関すること。

- 三 前条に規定する利用の許可の取消し等に関する事
 - 四 少年自然の家の施設、設備等の維持管理に関する事
 - 五 その他少年自然の家の管理に関し必要な業務
- (指定管理者に管理を行なった場合の休所日)

第十条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定により指定管理者に少年自然の家の管理を行なわせることとした場合の少年自然の家の休所日は、第六条に定める休所日を基準として指定管理者があらかじめ教育長の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 指定管理者は、特に必要と認めるときは、前項の規定により定めた休所日に開所し、又は当該休所日以外の日に休所することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会

人事委員会規則一四 (県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年五月二十二日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則一四〇 (県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則

人事委員会規則一四〇 (県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表知事部局の項第三号中
 「イ 医師確保対策監
 口 保健医療政策推進監」
 を「医師確保対策監」に改める。

別表第一号の表知事部局の項第四号中八を削り、二を八とし、ホを二とし、ヘをホとする。

別表第一号の表教育庁の項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号から同項第七号までを一号ずつ繰り上げる。
 別表第二号の表地域県民局の項第七号中ホを削り、ヘをホとする。
 別表第二号の表美術館の項第一号を次のように改める。

一 副館長

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)附則第二条第一項の場合においては、この規則による改正後の人事委員会規則一四〇(県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)別表第一号の表教育庁の項の規定は適用せず、この規則による改正前の人事委員会規則一四〇(県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)別表第一号の表教育庁の項の規定は、なおその効力を有する。

公 安 委 員 会

青森県警察通信指令システム賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十七年五月二十二日

青森県警察本部長 山 本 和 毅

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における構築、設置、保守等を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

青森県警察通信指令システム 一式

二 賃貸借期間

平成二十八年二月一日から平成三十三年一月三十一日まで(ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、この期間の中途において当該契約を解除することができる。)

三 設置場所等

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付された者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくはこれに準ずる者であるとして地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該排除要請が継続している者でないこと。

5 納入する通信指令システムについて、青森県警察本部で示した仕様を満たすこと、保守体制が整備されていること及び納入実績があることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札に参加しようとする者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十七年六月十二日までに青森県警察本部長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市新町二丁目三の一
青森県警察本部会計課調度係

電話 〇一七 七三三 四二一一

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市新町二丁目三の一
青森県警察本部会計課調度係

電話 〇一七 七三三 四二一一

2 入札書の提出期限

平成二十七年七月一日 午後二時

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一
青森県警察本部 三階 第二会議室
平成二十七年七月一日 午後二時三十分

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条第一項第二号の規定により免除とする。

八 契約保証金に関する事項

賃貸借期間中初年度の契約金額（翌年度以降は各年度ごとの契約金額）の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部の納付を免除することとし、翌年度以降の各年度についても同様とする。

1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じとする契約を二回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

九 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札説明書により義務付ける入札者の義務を果たさない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち二か月分に相当する金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載することとする。

4 契約金額

落札価格をもって平成二十七年年度の契約金額とする。ただし、平成二十八年度から平成三十一年年度の各年度の契約金額は、落札価格に十二を乗じた額を二で除して得た額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とし、平成三十二年年度の契約金額は、落札価格に十を乗じた額を二で除して得た額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)となる。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Aomori Prefectural Police Communication and Command System Iset

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

2:00 P.M. July 1, 2015

3 Contact point for the notice:

Supply Section
Finance Division,
Aomori Prefectural Police HQ
2-3-1 Shinmachi

Aomori City, Aomori 030-0801
Japan
TEL 017-723-4211

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭